

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

秋田県知事

公表日

令和4年8月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	身体障害者福祉法による手帳の交付に関する事務			
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に関する事務を行う(手帳の交付、交付台帳の作成)。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務			
③システムの名称	身体障害者手帳発行システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
身体障害者手帳関係情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項番11 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報照会】 なし 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 項番10 第9条第1号ハ、第4号ハ 項番14 第11条第1号ロ 項番16 第12条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト 項番16-2 第12条の2第一号 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第3号イ 項番28 第21条第2号イ、第5号イ 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56-2 第30条第1号二、第2号、第3号二 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ 項番79 第42条第1号 項番85-2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	秋田県福祉相談センター			
②所属長の役職名	所長			
6. 他の評価実施機関				

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県総務部広報広聴課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-4091
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県福祉相談センター 秋田県秋田市中通二丁目1-51 018-831-2301

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	I 5②所属長	所長 横井 慎也	所長 石川 肇	事後	
平成28年11月18日	II 1いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年11月18日	II 2いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成31年3月27日	I 4②法令上の根拠	項番16 第12条第1号ハ、第3号ハ、第4号 項番27 第20条第2号イ、第6号 項番28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56－2 第30条第3号 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ 項番79 第42条第1号 項番85－2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ 項番116	項番16 第12条第1号へ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第2号イ 項番28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56－2 第30条第4号 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ 項番79 第42条第1号 項番85－2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号	事後	軽微な変更（番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更）
平成31年3月27日	I 5②所属長	所長 石川 肇	所長	事後	
平成31年3月27日	II 1いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	II 2いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	軽微な変更（様式変更による）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	I 4②法令上の根拠	項番16 第12条第1号へ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第2号イ 項番28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56-2 第30条第4号 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ 項番79 第42条第1号 項番85-2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号	項番10 第9条第1号ロ 項番14 第11条第1号ロ 項番16 第12条第1号ト、第2号へ、第4号ト、第5号、第6号へ、第8号ト 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第2号イ 項番28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56-2 第30条第4号 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ 項番79 第42条第1号 項番85-2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号	事後	軽微な変更(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)
令和2年7月31日	II 1いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月31日	II 2いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 項番10 第9条第1号口 項番14 第11条第1号口 項番16 第12条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第2号イ 項番28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56－2 第30条第4号 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ 項番79 第42条第1号 項番85－2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号口、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号	番号法第19条第8号 項番10 第9条第1号口、第4号口 項番14 第11条第1号口 項番16 第12条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第2号イ 項番28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56－2 第30条第4号 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ 項番79 第42条第1号 項番85－2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号口、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号ト、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号	事後	軽微な変更（番号法の改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更）
令和3年7月30日	II 1いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月30日	II 2いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月30日	IV 8. 監査	記載なし	自己点検	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月29日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号 項番10 第9条第1号口、第4号口 項番14 第11条第1号口 項番16 第12条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第2号イ 項番28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56ー2 第30条第4号 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ 項番79 第42条第1号 項番85ー2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号口、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号ト、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号	番号法第19条第8号 項番10 第9条第1号ハ、第4号ハ 項番14 第11条第1号口 項番16 第12条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト 項番16ー2 第12条の2第一号 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第3号イ 項番28 第21条第2号イ、第5号イ 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56ー2 第30条第1号二、第2号、第3号二 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ 項番79 第42条第1号 項番85ー2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号口、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号	事後	軽微な変更(番号法の改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)
令和4年8月9日	II 1いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月9日	II 2いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月9日	IV8監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	